

2019年11月19日

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案が閣議決定されました

経済産業省では、大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止、条約その他の国際約束の履行等を目的として、「外国為替及び外国貿易法」及び同法に基づく外国為替令(以下「外為令」という。)及び輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)による輸出管理及び技術管理を行っています。
今般、2018年の国際輸出管理レジーム会合における合意に基づく規制対象となる貨物及び技術の見直しに関して、輸出令の一部を改正する政令案が、本日閣議決定されましたので、お知らせします。

1. 改正の概要

- ・国際輸出管理レジーム会合における合意を国内において着実に実施するため、規制対象となる貨物の見直しを行います。

具体的な改正内容は以下のとおりです。

<輸出令別表第1関係>

- デトネーションエンジンに係る規定の追加【輸出令別表第一の四の項(三)2の改正】
- 歯車用工作機械の部分品、附属品又は制御装置に係る規定の削除【輸出令別表第一の六の項(三)の改正】
- 光センサーの製造用に特に設計したマスク又はレチクルの追加【輸出令別表第一の一〇の項(十一の二)の改正】

<輸出令別表第3の3関係>

- マイクロ波用機器の部分品を追加

上記輸出令の改正に伴い、関連する省令・告示等についても改正します。

2. 今後の予定

公布:令和元年11月22日(金曜日)

施行:令和2年1月22日(水曜日)

(本発表資料のお問合せ先)

貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易管理課長 猪狩

担当者: 相川、熊野

電話:03-3501-1511(内線 3271~4)

03-3501-2800(直通)

03-3510-0996(FAX)